ふくい採用力向上支援事業における採用力強化モデル企業募集要領

1 募集内容

本事業は、人材採用にかかる課題を抱えている県内中小企業に対し、専任のコンサルタント派遣により企業の採用活動全般にわたる伴走型支援を行うとともに、採用力の強化に資する独自の取組みを支援することにより、企業の採用力強化を図るものです。

つきましては、専任のコンサルタント派遣による伴走型支援および採用力の強化に資する独自 の取組みへの補助を希望する企業を下記のとおり募集します。

<支援内容>

- 1 専任のコンサルタント派遣による伴走型支援について
 - (1) コンサルティング実施概要
 - 期間:令和6年10~12月の間
 - ・形式:訪問(訪問の日時調整が難しい場合等は、オンラインにて実施)
 - (2) 支援内容…採用力強化を目的とする計3~4回のコンサルティング

【支援例】

- 1回目:自社分析
- ・2回目:課題整理・目標設定
- ・3回目:目標に向けたロードマップの作成
- ・4回目:今後1年間の採用強化にかかる取組みの決定
- (3) 採用コンサルタント
 - ・株式会社akeru 大連 達揮氏 (福井市中央3丁目5-12 1F)
- 2 採用力の強化に資する独自の取組みを支援
 - (1) 補助対象経費
 - ・採用力の強化に資する独自の取組みに要する経費
 - (2)補助率等
 - ·補助率 1/3
 - ・補助限度額 60万円/社

2 採用力強化モデル企業の要件

個人事業主以外の者は次に掲げる要件(1)から(17)、個人事業主は(1)から(16)を満たす者とします。

- (1) 福井県内に本社機能を有する事業者であること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定される中小企業者もしくは小規模企業者、 従業員数等を考慮し、中小企業者もしくは小規模企業者に準ずると認められるその他の事業者ま たは、知事が特別の事情を認める事業者であること。
- (3) 福井県物品購入等の契約にかかる指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (6) 県税の全税目に滞納がないこと。
- (7) 新たに正社員(中途採用含む)の採用を予定していること。

- (8) 採用力強化にかかる個別支援の実現に向け、必要に応じ、経営者が関与すること。
- (9) 本事業の担当者および採用に関する責任者(兼務可)を設置し、個別支援について真摯に対応すること。
- (10) ふくい採用力強化補助金の対象となる、採用力の強化に資する独自の取組みを行うこと。
- (11) 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- (12) 採用選考にあたり、応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力のみを基準として選考を行うなど、「公正な採用選考」を行っていること。
- (13) 本事業の効果を測定するために行われる雇用・定着等に関する調査に協力すること。
- (14) 本事業の効果を他の県内企業へ波及させるため、個別支援の取組み状況や成果を各種セミナーや県公式HP等にて紹介すること、および、成果報告会において広く周知することに同意できること。
- (15) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行い、登録企業リストに掲載されていること。
- (16) 福井県労働政策課の募集する「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を 含む取組みの宣言の登録を行っていること。
- (17)福井県女性活躍課が募集する「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。もしくは、「ふくい女性活躍推進企業」の登録申請中であり、かつ、補助事業の実績報告時までに「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。

3 個別支援企業数

5 社程度

4 提出書類および提出方法

(1)提出書類

以下の①~⑤について、提出してください。

なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

- ① ふくい採用力向上支援事業採用力強化モデル企業申込書(様式第7号)
- ② 申込者概要(様式第7号の別紙1) (法人等の概要がわかるパンフレット等を添付)
- ③ 事業実施計画書(様式第7号の別紙2、2-2)
- ④ 企業情報の提供等に関する同意書(様式第7号の別紙3)
- ⑤ 誓約書 (様式第7号の別紙4)

(2)提出方法

メールにて提出

所定の様式(県ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、添付書類とともに、 下記の提出先にメールにてご提出ください。なお、送信後は必ずお電話にてメール受信確認 のご連絡をお願いします。

(3)提出(受付)期間

令和6年8月13日(火)~令和6年9月30日(月)17時書類必着 ※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4)提出先およびお問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課産業人材室

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁4階

TEL: 0776-20-0390

Email: rousei@pref.fukui.lg.jp

※事業参加申込を検討されている事業者におかれましては、必ず事前にご相談ください。

5 採用力強化モデル企業の決定

- (1) 下記の内容を総合的に考慮し、採用力強化モデル企業を決定します。
 - ア 個別支援の実施にあたり、経営者の関与等も含めた必要な体制が整えられているか。
 - イ 自社の採用課題に対する分析、目標設定が適切になされているか。
 - ウ 業種・地域等のバランス
- (2) 選考結果は、令和6年10月上旬以降に、県からメールで通知します。

6 留意事項

- ・採用力強化モデル企業として選定後、上記「2 採用力強化モデル企業の要件」に該当しないことが判明した場合は、伴走型支援および補助を取り止めることもあります。
- ・事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。